

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月1日

【会社名】 株式会社レッド・プラネット・ジャパン

【英訳名】 Red Planet Japan, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野間 史敏

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 050-5835-0966

【事務連絡者氏名】 経営企画室 王生 貴久

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 050-5835-0966

【事務連絡者氏名】 経営企画室 王生 貴久

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
株式 750,931,400円
第6回新株予約権証券 34,341,516円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 3,234,346,416円
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	18,315,400株	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、 当社における標準となる株式であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本新株式」という。）は、平成27年9月1日開催の取締役会決議によるものであります。
2. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本新株式の発行は、本有価証券届出書の効力の発生を条件とします。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	18,315,400株	750,931,400	375,465,700
一般募集			
計（総発行株式）	18,315,400株	750,931,400	375,465,700

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。上記発行価額の総額のうち450,930,300円については金銭以外の財産の現物出資による第三者割当の方法によります。
現物出資の目的となる財産は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）第二部に上場している株式会社アジェット（証券コード：7853、以下「アジェット社」といいます。）の普通株式11,562,300株であります。これを発行決議日（後記「第3〔第三者割当の場合の特記事項〕3〔発行条件に関する事項〕」において定義される。）の直前取引日の両社の終値によって算出した比率にて交換するものです。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は375,465,700円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
41	20.5	100株	平成27年9月17日(木)		平成27年9月17日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ金銭を払い込むものとしたします。
4. 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成27年9月1日開催予定のアジェット社の取締役会において、下記(注1)に記載の議案(以下、「対象議案」といいます。)を議案とする臨時株主総会の開催について決議し開示していることを条件とします(アジェット社による本日付「資本業務提携、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、定款一部変更、並びにその他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください)。Oakキャピタル株式会社(以下、「Oakキャピタル社」といいます。)との間の総数引受契約においてファースト・リフューザル条項(下記(注2)をご参照ください。)が規定される予定です。

(注1) 対象議案の内容

アジェット社の取締役としてSimon Gerovich(サイモン・ゲロヴィッチ)氏、Katrina Bignasca(カトリーナ・ピニヤスカ)氏、Sam Gerovich(サム・ゲロヴィッチ)氏及びTimothy Hansing(ティモシー・ハンシング)氏の4名を選任する旨の議案

アジェット社の監査役としてMark Reinecke(マーク・ライネック)氏及び多久島逸平氏の2名を選任する旨の議案

アジェット社の発行可能株式総数を224,498,400株に変更する定款一部変更に係る議案

当社との提携業務の実施のための資金調達を目的とする第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行をする旨の議案

(注2) ファースト・リフューザル条項

当社は、本新株式の申込期日である平成27年9月17日までにOakキャピタル社との間で総数引受契約を締結することを予定しております。当該総数引受契約においては、本新株式の発行期日から2年間、当社が株式、又は新株予約権又は新株予約権付社債(但し、当社又は子会社の役員及び従業員に対するインセンティブを付与する目的のもの等を除きます。)による資金調達を行う場合には、Oakキャピタル社において、所定の手続に従い、その引受の優先権を有すると定められる予定です。なお、Oakキャピタル社が保有する本新株式の残高がOakキャピタル社に割り当てた本新株式の総数の10%未満となった時点で、かかる優先権は消滅するものとされる予定です。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社レッド・ブラネット・ジャパン 管理部	東京都港区赤坂一丁目7番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友信託銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	780,489個(新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
発行価額の総額	34,341,516円
発行価格	1個につき44円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.44円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年9月17日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社レッド・プラネット・ジャパン 管理部
払込期日	平成27年9月17日(木)
割当日	平成27年9月17日(木)
払込取扱場所	株式会社三井住友信託銀行 本店営業部

- (注) 1. 株式会社レッド・プラネット・ジャパン第6回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行については、平成27年9月1日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日に上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に金銭を払い込むものといたします。
3. 本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われませんことといたします。
4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によるものであります。
5. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社レッド・プラネット・ジャパン 普通株式 1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は78,048,900株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整された場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果に生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同じする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、41円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

本号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額によ} \\ \text{り当該期間内に交付} \\ \text{された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整を行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>3,234,346,416円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消去した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年9月17日から平成29年9月15日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社レッド・プラネット・ジャパン 管理部 東京都港区赤坂一丁目7番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友信託銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権には、当社が、以下の条件及び手続により、本新株予約権1個につきその発行価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。</p> <p>かかる取得条項により、当社は、本新株予約権の行使促進を図ることが可能となります。</p> <p>* 期限前取得条項を発動するための条件及び手続</p> <p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額(本要項新株予約権の行使時の払込金額第1項(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が同第2項の規定によって調整された場合は調整後の行使価額とする。)の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金44円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p>

	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。 その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
3. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
4. ファースト・リフューザル条項
当社は、本新株予約権の申込期日である平成27年9月17日までにOakキャピタル社の間で総数引受契約を締結することを予定しております。当該総数引受契約においては、本新株予約権の発行期日から2年間、当社が株式、又は新株予約権又は新株予約権付社債(但し、当社又は子会社の役員及び従業員に対するインセンティブを付与する目的のもの等を除きます。)による資金調達を行う場合には、Oakキャピタル社において、所定の手続に従い、その引受の優先権を有すると定められる予定です。なお、Oakキャピタル社が保有する本新株予約権の残高がOakキャピタル社に割り当てた本新株予約権の総数の10%未満となった時点で、かかる優先権は消滅するものとされる予定です。
5. 株券の不発行
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
6. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
7. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力発生及び平成27年9月1日開催予定の株式会社アジェット(以下、「アジェット社」という。)の取締役会において、下記(注)に記載の議案(以下、「対象議案」という。)を議案とする臨時株主総会の開催について決議し開示していることを条件とする。
- (注) 対象議案の内容
- (i)アジェット社の取締役としてSimon Gerovich(サイモン・ゲロヴィッチ)氏、Katrina Bignasca(カトリーナ・ピニヤスカ)氏、Sam Gerovich(サム・ゲロヴィッチ)氏及びTimothy Hansing(ティモシー・ハンシング)氏の4名を選任する旨の議案、(ii)アジェット社の監査役としてMark Reinecke(マーク・ライネック)氏及び多久島逸平氏の2名を選任する旨の議案、(iii)アジェット社の発行可能株式総数を224,498,400株に変更する定款一部変更に係る議案。()当社との提携業務の実施のための資金調達を目的とする第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行をする旨の議案
 - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
3,534,347,516	35,000,000	3,499,347,516

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額(300,001,100円)に、本新株予約権の発行価額の総額(34,341,516円)と本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額(3,200,004,900円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用は、登記費用約1,500万円、弁護士費用約1,200万円、新株予約権価値算定費用その他費用約800万円からなり、合計約35,000,000円を予定しております。
4. 上記金銭による払込金額3,534,347,516円に加え、金銭以外の財産の現物出資により450,930,300円の新株発行を行います。上記(注)2及び3の発行諸費用は、当該現物出資による発行諸費用を含んでおります。
5. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。
6. 払込金額の総額には、割当先である加賀美郷氏が保有するアジェット社の普通株式の現物出資による払込の金額は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株式

調達する資金の具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
アジェット社株式の取得	295,000,000	平成27年9月

- (注) 現金による取得費用の総額は300,000,000円であり、これに第2回ライツ・オファリングにおいて当初「東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びに当該ホテルに関する一般管理費等」を使途として割当てられていた資金850百万円のうち未使用の400百万円を資金使途変更し、そのうち5,000,000円をアジェット社株式の取得に割り当てることとなっております。当社とアジェット社は、当社による本日開示「資本業務提携並びに新株発行等に関する資金使途及び支出予定時期の変更のお知らせ」のとおり、フード事業における新ブランドの導入・展開に関し、資本業務提携契約を締結することいたしました。当社はアジェット社の株式を31.3%保有する筆頭株主になり、アジェット社は当社の持分法適用関連会社となります。アジェット社においてブランド展開及び人材育成のノウハウを速やかに普及させるためには、当社グループからアジェット社の経営陣として人材を派遣することが効果的であると認識しております。そのため、平成27年11月9日開催予定のアジェット社臨時株主総会においてアジェット社の既存株主から賛同を得られるよう説明に務めるとともに、それをより確実なものにするためにアジェット社株式を取得することによる資本提携もあわせて行うこといたしました。取得する株式数は17,562,300株を予定しておりますが、詳細は、当社による本日開示「資本業務提携並びに新株発行等に関する資金使途及び支出予定時期の変更のお知らせ」2.(2)をご参照ください。

本新株予約権

調達する資金の具体的な用途	金額（円）	支出予定時期
フード事業フード事業におけるM&A及び資本・業務提携に係る費用（アドバイザーに対するフィー、弁護士・公認会計士の費用等の手続費用を含む）	2,400,000,000	平成27年11月～平成29年6月
ホテル運営の新たなITシステム関連の投資及び同システムを活用展開するための先行投資	150,000,000	平成27年9月～平成28年9月
マグノリアベーカーリーの海外展開に要する事業資金及び手続費用	399,347,516	平成27年9月～平成29年6月
当社グループの運転資金	255,000,000	平成27年12月～平成28年9月
合計	3,204,347,516	

- (注) 1. 調達した資金を予定時期に支出する予定ですが、支出の実行までは、当社名義の新規銀行口座において安全に管理いたします。
2. 本新株予約権が仮に全て行使されないこととなった場合には、その時点におけるM&Aの進捗状況、フード事業フード事業における各個別事業の進捗状況、これらに関連する支払期限の先後及び支払金額、当社の自己資金の状況、当社保有ホテルに係る金融機関からの借入条件を考慮し、具体的な充当額を決定いたします。なお、現時点では、 、 、 の優先順位で充当する予定です。
3. 資金用途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。

フード事業におけるM&A及び資本・業務提携に係る費用（アドバイザーに対するフィー、弁護士・公認会計士の費用等の手続費用を含む）

当社は、フード事業における戦略を実行に移せる事業パートナーとのM&A及び資本業務提携を検討しており、以下の条件を最大限満たし得る候補先企業と現在交渉中であります。その必要資金については金融機関からの借入れについても当然考慮に入れておりますが、借入可能額は取引金額総額(事業価値)の50%程度と見込まれ、今回調達を予定しております資金で差額を賄うものであります。なお、候補先企業につきましては、最終的に合意に至った時点で別途開示する予定です。

数十店舗以上の多店舗網を有する事業体

飲食業態においては、激しい競合関係のなかで立地条件の良い店舗スペースを確保することは最重要な課題です。当社は、競争力のある海外ブランドを擁しているため、店舗スペース確保においては他ブランドに比して有利な側面もありますが、既に多店舗を展開していることによる物件情報の収集能力も重要な機能であると判断しております。このため、直営またはチェーン展開にて数十店舗以上の多店舗網を有する企業がM&A及び資本・業務提携等の候補の重要な要件となります。

フランチャイザー又はフランチャイジーが事業の中心である事業体

当社が展開する海外ブランドの国内導入にあたっては法令・規制、人事制度の違いなど多くの面でローカライズが必要となります。フランチャイザー又はフランチャイジーが主たる事業の中心である飲食事業会社はフランチャイズ事業運営のノウハウを有しているため、そのような事業会社へのM&A及び資本・業務提携等を通じて、新規出店又は当社が保有するブランドへの業態変更へと速やかに進められると判断しており、M&A及び資本・業務提携等の候補の重要な要件となります。

上記 、 を実行するために必要な組織及び人材を有している事業体

上記 及び を展開するにあたり、最も貴重な経営資源は人材であります。事業運営を支えるためのインフラとして、優秀な人材と組織運営の基盤が整っていることが極めて重要になると認識しており、M&A及び資本・業務提携等の候補の重要な要件となります。

なお、当社株式の株価の低迷などにより、本新株予約権の行使が当初計画通りに進まない場合、M&A及び資本・業務提携等の完了が遅れる可能性があります。また、現在検討しているM&A及び資本・業務提携等が不成立となった場合、同分野の別の候補先を探し、その資金として充当することを検討しておりますが、決定次第、速やかに開示いたします。

ホテル運営の新たなITシステム関連の投資及び同システムを活用展開するための先行投資資金

ホテル運営に関連する新たなITシステム関連については、平成27年8月1日に運営開始した「レッドプラネット浅草 東京」に新予約システムを導入して活用するものとなります。当社の親会社でありますRPHグループでは、既にこのシステムを導入済みであり、それにより売上が2割以上アップする等の効果を上げております。今回計上している資金は、当該システムの権利の一部を取得する費用（現時点での想定額約70万円）、当該システムを国内の独立系ホテル運営事業者に対して販売するための費用（セールス担当の人件費（現時点での想定額約20万円）を含む。）、当該システムを用いて新たな収益モデルの開発を行うための準備費用（現時点での想定額約15万円）並びに当該システムによって収集されるデータ及び東南アジアで24箇所のホテルを運営しているRPHグループの顧客データベース（約200万人）を利用した訪日外国人観光客の誘客を含む収益事業の検討のための準備費用（現時点での想定額約15万円）も含まれます。これについては詳細が決まり次第、別途開示いたします。

マグノリアベーカーリーの海外展開に要する資金及び手続費用

マグノリアベーカーリーの海外展開については、平成27年3月16日付「子会社等の設立に関するお知らせ」及び平成27年3月17日付「子会社等の設立に関するお知らせ」にて開示したハワイなどでの展開を想定しておりますが、それ以外の地域のものも含まれます。なお、これら開示以外のエリアでの展開では、原則現地のパートナーとの共同事業を前提としており、且つ当社グループからはマグノリアベーカーリーのライセンスの提供（現物出資等）を主たる拠出と想定しているため、資金拠出については最低限のものとなります。

当社グループの運転資金

2020年の東京オリンピック開催決定とインバウンド旅行者の増大による急激なホテル需要の増加により、当初の想定に比して既存ホテルの取得が困難になり新規のホテル案件の多くが開発案件となったためキャッシュフローの黒字化が遅れる事となりました。しかしKyochonブランドのような新たな飲食ブランドの展開等によるフード事業の拡大や、浅草のホテルが平成27年8月1日に開業し、来年度中には営業キャッシュフローは黒字化する見込みです。

しかしながら、ホテル事業に関して調達した融資の元利返済予定金額のうち平成29年9月末までの必要原資約316百万円については、当該ノンリコースローンの性質上、収益はいったん信託に留保された後に当社に配当されるため、キャッシュフローの認識にタイムラグが生じることなど当社グループ全体の財務の健全性を維持するためにも引き続き運転資金を手当する必要性が発生致しました。そのため、平成29年9月末までの必要原資のうち平成27年11月までの運転資金につきまして、当社の本日付開示「資本業務提携並びに新株発行等に関する資金使途及び支出予定時期の変更のお知らせ」のとおり、第2回ライツ・オフリング及び第4回新株予約権の発行及び行使による調達資金の一部を運転資金に振り替えることにより、これを賄うものとし、平成27年12月から営業キャッシュフローの黒字化を見込んでいる来年度中までの運転資金につきましては、本調達により賄うものであります。

以上の通り、この度の資金調達の目的は、上記の経営計画を推進するために必要な資金に充当することにあります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

本新株式・本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル社と以下の内容を契約する予定です。

Oakキャピタル社との間で締結予定の「総数引受契約」の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。)又はこれに関する公表を行わない。

払込期日から6か月間が経過した日又はOakキャピタル社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日又はOakキャピタル社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該の期間においては、本新株式の発行価額・本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等又はこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

当該違反時点においてOakキャピタル社が保有する本新株式により取得した当社の株式を、本新株式の発行価額の180%相当額にてOakキャピタル社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の180%相当額にてOakキャピタル社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタル社から買い取るとともに、その行使価額の80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル社に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行又は交付されるものを除く。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) Red Planet Holdings Pte. Ltd.

a 割当予定先の概要	名称	Red Planet Holdings Pte. Ltd.
	本店の所在地	100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702
	国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 Timothy Hansing (ティモシー・ハンシング)
	資本金	129,919,184 (\$)
	事業内容	宿泊業及び飲食業、小売業、広告代理店業等
	主たる出資者及び出資比率	Red Planet Hotels Limited 100%
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	平成27年9月1日現在、当社の株式71,572,000株(総議決権に対する議決権割合39.50%)を保有しております。
	人事関係	当該株主の完全親会社であるRed Planet Hotels Limited(以下「Red Planet Hotels」という。)の役員等であるSimon Gerovich(サイモン・ゲロヴィッチ)、Timothy Hansing(ティモシー・ハンシング)及びMark Reinecke(マーク・ライネック)が当社取締役に、Peter Baines(ピーター・ベインズ)が当社社外監査役に、それぞれ就任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社はリミテッドサービスホテルの運営事業及びEコマース事業等で当該株主と業務提携を行っております。

(2) Oakキャピタル株式会社

a. 割当予定先の概要		
名称	Oakキャピタル株式会社	
本店の所在地	東京都港区赤坂8丁目10番24号	
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第154期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第155期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月7日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係		
出資関係	当社が所有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が所有している当社の株式の数	平成27年9月1日現在、当社の株式12,706,200株(総議決権に対する議決権割合7.61%)を所有する大株主であります。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(3) Foodlabs Limited

a 割当予定先の概要	名称	Foodlabs Limited
	本店の所在地	Suite 1001-2, Albion Plaza, 2-6 Granville Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong
	国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 Saiful Islam (サイフル・イスラム)
	資本金	1,000香港ドル
	事業内容	投資事業
	主たる出資者及び出資比率	Saiful Islam (サイフル・イスラム) 100%
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(4) 加賀美 郷

a. 割当予定先の概要		
氏名	加賀美 郷	
住所	東京都豊島区	
職業の内容	無職	
b. 提出者と割当予定先との関係		
出資関係	当社が所有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が所有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

Red Planet Holdings Pte. Ltd.

Red Planet Holdings Pte. Ltd.（以下「RPH社」という。）は、既に39.50%を保有する筆頭株主であり、当社に対して、当社グループが積極的に取り組んでおりますホテル事業等の運営に係るノウハウを提供しております。当社グループのホテル事業については、レッドプラネット 那覇 沖縄及びホテルロイヤルオーク五反田が既にオープンし好調に営業しているほか、レッドプラネット 浅草 東京が8月1日に開業し、愛知県名古屋市中区のホテルについて不動産売買契約書を締結し、愛知県常滑市セントレア一丁目においても土地賃貸借予約契約を締結しており、更に国内主要地にホテル用地取得に向けた取組みを強化しております。

RPH社に対する本新株予約権の発行により、更なる安定的な収益基盤の確立及び当社グループの企業価値向上につながる判断したため、現在、筆頭株主であるRPH社を割当予定先として選定いたしました。

Oakキャピタル社

割当予定先のOakキャピタル社は、東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援等を行うアドバイザー事業等を手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

また、Oakキャピタル社は、当社が平成26年7月30日に実施した第三者割当による新株予約権の割当先であり、当該新株予約権の発行価額の全額を払込み、かつ、当該新株予約権の行使により、当社に対する資金供給を行ってきた実績があります。

上記実績等を確認する中、当社より直接、Oakキャピタル社へのコンタクトを図り、当社は同社に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株株式及び本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

その結果、他の投資会社等の提案内容と比較し、同社を割当予定先とすることは当社のニーズを満たすものであると判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

Foodlabs Limited

割当予定先のFoodlabs Limited（以下「Foodlabs社」といいます。）は、2012年に設立された投資会社で、主にアジアの各国において飲食業態や一般消費社向けの物販・サービス業に対して成長資金を提供している会社であります。創業者であり代表取締役でもあるSaiful Islam（サイフル・イスラム）氏は、金融機関での経験のみならずバングラディッシュにおけるダッカ証券取引所の副会長も務めた経歴の持ち主であります。Foodlabs社設立後は、世界的な飲食ブランドのアジア展開にフォーカスし、当社の実質的親会社であるRed Planet Hotelsの株主でもあるタイの上場企業、Evolution Capital PCL（以下「Evolution社」といいます。）に関して本第三者割当と同様な形式で株式の引受を行ったことがあり、Evolution社は調達した資金により、タイ及びカンボジアにおけるドミノ・ピザの新規出店を加速させ、同社の飲食事業の拡大にも寄与した実績があります。

当社の取締役であるMark Reinecke（マーク・ライネック）は、Foodlabs社の創業者と17年来の知り合いであり、同社の投資対象が弊社の事業領域と合致し、且つ急成長する企業へ成長戦略用資金提供という投資戦略にも合致するため、今回の新株予約権の引受について打診したところ、同意をいただけたものです。

加賀美 郷氏

割当予定先の加賀美郷氏（以下「加賀美氏」といいます。）は、当社が資本・業務提携を締結する予定のアジェット社の筆頭株主であり、今回の割当は、アジェット社との本提携に伴う、アジェット社株式取得の一環として実施するものであります。

そこで、当社とアジェット社の本提携に際し協力を打診したところ、加賀美氏が保有する全てのアジェット社株式の現物出資に同意をいただけたものであります。

d. 割り当てようとする株式の数

名称	株式数	
Red Planet Holdings Pte. Ltd.	新株予約権	243,903個(その目的となる株式数24,390,300株)
Oakキャピタル株式会社	新株式	7,317,100株
	新株予約権	414,635個(その目的となる株式数41,463,500株)
Foodlabs Limited	新株予約権	121,951個(その目的となる株式数12,195,100)
加賀美 郷	新株式	10,998,300株
合計	新株式	18,315,400株
	新株予約権	780,489個(その目的となる株式数78,048,900株)

e. 株券等の保有方針

各割当予定先の保有方針は以下のとおりです。

RPH社

RPH社は、当社グループの成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解している親会社であり、本新株予約権及びその行使後の当社株式についても長期保有し、今後も安定株主として当社株式を長期的に保有する旨の表明を受けております。

Oakキャピタル社

Oakキャピタル社が取得する本新株式及び本新株予約権並びに本新株予約権の行使により取得した当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと並びに可能な限り市場動向に配慮しながら本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していく旨の表明を受けております。

Foodlabs社

Foodlabs社が取得する本新株予約権及びその行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していく旨の表明を受けております。

加賀美氏

当社は、加賀美氏との間で継続保有及び預託に関する書面による取り決めを行っておりません。ただし、加賀美氏から当社の株式の保有方針につきましては、純投資であり、市場の状況を配慮しつつ適宜株式を売却することもありうると聞いております。

また、加賀美氏が株式市場を通さずに他の第三者へ割当新株式の全部又は一部を譲渡する場合には、事前に当社と協議を行う旨の確約を得る予定であります。

なお、当社は、本新株式の割当予定先であるOakキャピタル社及び加賀美氏から、本新株式の払込期日より2年以内に本新株式に係る割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

RPH社

当社は、RPH社名義の金融機関の口座情報の写しに加え、同社の親会社であるRed Planet Hotels（同社は、投資家から資本性の資金調達を行い、その調達資金を、主にホテル事業に投資をする会社であります。その調達資金は、当社を含めた同社子会社に対して出され、子会社は、ホテル事業に対して投資を行っています。）の海外子会社（RPH社を除く。）が持分を保有し、海外でホテルを運営する事業体名義の金融機関の口座情報の写しを受領し、また、財務諸表による確認を行なっております。RPH社によれば、これらの事業体からその親会社としてRed Planet Hotelsが受領した金銭を同社がRPH社に出資することにより、RPH社は、割り当てを受けた本新株予約権の発行価額の払い込み並びに本新株予約権の行使価額の払い込みを行う方針であるとのこととあります。また、割当予定先であるRPH社より、本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。これらから、当社としては、RPH社は、本新株予約権の発行価額の払込み並びに本新株予約権の行使価額の払込みに必要な財産を有しているものと判断いたしました。

Oakキャピタル社

割当予定先であるOakキャピタル社より、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。また、当社は、同社が平成27年6月26日に提出した平成27年3月期有価証券報告書に記載された財務諸表に表示される平成27年3月末現在における現預金その他の流動資産及び平成27年3月期第1四半期から第3四半期までの各四半期報告書に記載された四半期財務諸表に表示される現預金その他の流動資産から理解できる直近1年の現預金その他の流動資産の推移の状況や同社が可能な限り市場動向に配慮しながら本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していくことを表明していることに照らして、本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込み並びに支出予定時期に応じて段階的に行使される本新株予約権の行使請求に必要な現金を有しているものと判断いたしました。

Foodlabs社

割当予定先であるFoodlabs社より、本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。また、Foodlabs社から平成27年8月13日時点の預金口座のWeb上の残高確認画面の写し及びFoodlabs社と同社の投資家であるアンドリュー・フレイザー氏との間の投資契約の写しを受領しており、これらから、当社としては、Foodlabs社が現在預金口座に保有している現預金の残高は新株予約権の発行価額の払込み及び本新株予約権の行使価額の払込みに必要な金額の総額に満たないものの、投資契約に基づきFoodlabs社の要請により最大1,000万米ドルの投資及び最大500万ドルの貸付が実行されることとなっており、また、同投資家は投資契約に基づく投資及び貸付を実行するだけの財産を保有していることを株式会社JPリサーチ&コンサルティングの調査報告により確認したことから、現預金口座の残高と合わせてその総額を概ね賄うに足るだけの必要な財産を有しているものと判断いたしました。

加賀美氏

金銭以外の財産の現物出資による払込の申し込み方法によるため、現物出資の目的となるアジェット社株式について、当社は、アジェット社が平成27年5月14日付で関東財務局長に提出した第31期第2四半期報告書及び加賀美氏より交付を受けたアジェット社株式に係る株式残高証明書等の写しにより、加賀美氏が本新株式の払い込みに要するアジェット社株式11,562,300株を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

RPH社

当社は、割当予定先の会長及びその親会社であるRed Planet Hotelsの取締役会長であるSimon Gerovich（サイモン・ゲロヴィッチ）に対し割当予定先並びに割当予定先の役員、親会社及び親会社の主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が割当予定先並びに割当予定先の親会社及び親会社の主要株主の経営に關与している事実、割当予定先の役員、親会社及び親会社の主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは關与している事実、割当予定先並びに割当予定先の役員、親会社及び親会社の主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実の有無を確認したところ、そのような事実は一切ないことと確約を受けており、また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先、割当予定先の役員及びその株主は反社会的勢力とは一切關係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

Oakキャピタル社

割当予定先でありますOakキャピタル社は、東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の關係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しています。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は反社会的勢力とは一切關係がないと判断しております。

Foodlabs社

割当予定先でありますFoodlabs社、その役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が割当先の経営に關与している事実、割当先、当該割当先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは關与している事実及び割当先、当該割当先の役員又は主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実の有無については、第三者機関であります株式会社JPリサーチ&コンサルティングへ調査を依頼し、「反社会的勢力の影響を受けている事実がない」旨の調査結果を得ており、また、Foodlabs社から平成27年8月31日付でそのような事実は一切ない旨の回答を得ております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先、その役員及び主要株主は反社会的勢力とは一切關係がないと判断しております。当社は、以上の方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切關係無い事を確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

加賀美氏

割当予定先であります加賀美氏が反社会的勢力と一切關係がないことについては、第三者機関であります株式会社中央情報センターへ調査を依頼し、「反社会的勢力の影響を受けている事実がない」旨の調査結果を得ており、また加賀美氏より平成27年8月31日付で書面において同氏が反社会的勢力と一切關係がない旨の回答を得ております。当社は、以上の方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切關係無い事を確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所へ提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株式については該当事項はありませんが、本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の払込金額は、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日(本新株予約権の発行に係る取締役会決議日と併せて、以下「発行決議日」という。)の直前取引日の終値(41円)と同額としました。

なお、本新株式の払込金額の当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均45.71円に対するディスカウント率は10.3%、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均48.76円に対するディスカウント率は15.93%、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均48.88円に対するディスカウント率は16.12%となっております。

また、本新株式の払込金額の決定に際しては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)を参考にしており、当社取締役会は、当該指針に照らして、その払込金額は、特に有利な発行価額には該当しないものであると判断いたしました。

なお、当社監査役全員も、当社取締役会において、本新株式の発行価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成27年3月期第3四半期決算発表後に形成された株価を基準に、本新株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日の終値としており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)にも準拠していることから、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

また、加賀美氏が保有するアジェット社株式11,562,300株を当社に対し現物出資し、その対価として、当社が加賀美氏に対し、当社株式10,998,300株を交付することによりアジェット社株式を取得いたします。これは発行決議日の直前取引日の両社の終値をもとに算定した交換比率である1:1.051(41円:39円)をもとに算出したものであり、現物出資財産が上場株式である場合、前日の終値をその価値として発行株式数を算定することは妥当且つ相当であると判断しており監査役全員においてもその旨確認されております。

新株予約権

当社は、他社上場企業の新株予約権の評価実績のある複数の第三者評価機関と面談の上、費用や評価実績を考慮の上、本新株予約権の発行要項及び総数引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(代表取締役:小幡治、所在地:東京都港区元赤坂一丁目6番2号 安全ビルレジデンス1901号)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ(金額と時期)の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価額を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議日の直前取引日における当社普通株式の株価41円/株、当社普通株式の価格の変動率(ボラティリティ)85.8%(3か月/年)、64.6%(6か月/年)、73.4%(1年)、84.1%(2年)、満期までの期間2年、配当利率0%、安全資産利子率0.01%、発行会社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

なお、当社に付された取得条項は、発行要項上、普通取引の終値が20日連続して行使価額の180%を超えた場合、権利行使が可能となります。当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においては当該取得条項条件を満たした場合に発動され、取得日まで割当予定先の権利行使が継続され取得日に残存する本新株予約権が取得されると設定しております。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約5%で売却することと仮定し、同時に、当社株価上昇時の流動性の向上に伴う割当予定先の行動の変化を織り込む為に、当社株価が10取引日連続して行使価額を少なくとも50%上回った場合、1ヶ月間または3ヶ月間における一日平均売買高のいずれか少ない方の12%を行使上限額として、新株予約権を追加的に行使するものと仮定しています。割当予定先が追加的に取得した株式の売却に関しては、上記の1日当たりに売却可能な株式数の目安に拘束されないものとしています。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、算定結果である評価額44円を参考に、第6回新株予約権の1個当たりの払込金額を金44円といたしました。当該払込金額は、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値と同額といたしました。

なお、利害関係を有する者を除き、当社監査役全員も、当社取締役会において、本新株予約権の第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を下回らない金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による株式数は18,315,400株(議決権の数は183,154個)であり、また、同時に発行する本新株予約権の全部が行使された場合に新たに発行される株式数は、78,048,900株(議決権の数は780,489個)です。これらを合算すると、発行される株式数は96,364,300株(議決権の数963,643個)となり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数181,254,937株(議決権の数1,812,048個)に対して53.17%(議決権の総数に対する割合は53.18%)に相当するため、相応の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行(以下、「本第三者割当」といいます。)により、当社グループが積極的に取り組んでいるホテル事業及びフード事業を中心とした事業の収益の柱を構築するための成長戦略を推進するとともに、当社グループの事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと考えており、本第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先であるOakキャピタル社及びFoodlabs社は、長期保有の方針ではなく、株式市場の動向に配慮しながら市場にて売却していく方針であり、加賀美氏につきましても市場の状況を配慮しつつ適宜株式を売却することもありうるのとことでもあります。

一方で、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は4,118,833株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は6,536,863株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は4,483,938株と、一定の流動性を有しており、長期保有の方針であるRPH社を除く、本新株式及び本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数71,974,000株を本新株予約権の行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は146,886株となりますが、この数量は、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の3.57%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の2.25%、直近1か月間の1日当たりの平均出来高の3.28%程度であることから、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

以上のことから、本新株式及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行による株式数は18,315,400株(議決権の数は183,154個)であり、また、本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は、78,048,900株(議決権の数は780,489個)であります。これらを合算すると、発行される株式数は96,364,300株(議決権の数963,643個)となり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数181,254,937株(議決権の数1,812,048個)に対して53.17%(議決権の総数に対する割合は53.18%)となります。したがって、支配株主の異動はないものの、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたしません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株式の発行後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
Red Planet Holdings Pte. Ltd.	100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702	57,286,000	34.32%	71,572,000	35.87%
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂8丁目10番24号	12,706,200	7.61%	20,023,300	10.04%
加賀美 郷	東京都豊島区	0	0%	10,998,300	5.51%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	7,365,400	4.41%	7,365,400	3.69%
日置 俊光	北海道札幌市中央区	3,773,600	2.26%	3,773,600	1.89%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	3,713,700	2.22%	3,713,700	1.86%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,331,800	0.80%	1,331,800	0.67%
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT	Unit Nos. 4601-3 46F. The Center 99 Queens Road Central. Hong Kong	1,033,800	0.62%	1,033,800	0.52%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4-1 麹町大通りビル13階	1,023,000	0.61%	1,023,000	0.51%
SIX SIS LTD.	Baslerstrasse 100. CH-4600 Olten Switzerland	800,000	0.48%	800,000	0.40%
計		89,033,500	53.34%	121,634,900	60.96%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、発行決議日現在の発行済株式総数に、本第三者割当により発行される株式の数 18,315,400株を加算することによって算出しております。

本新株式の発行後、本新株予約権が全て同時に行使された場合

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
Red Planet Holdings Pte. Ltd.	100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702	57,286,000	34.32%	95,962,300	34.57%
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂8丁目10番24号	12,706,200	7.61%	61,486,800	22.15%
Foodlabs Limited	Suite 1001-2, Albion Plaza, 2-6 Granville Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	0	0%	10,000,000	4.39%
加賀美 郷	東京都豊島区	0	0%	10,998,300	3.96%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	7,365,400	4.41%	7,365,400	2.65%
日置 俊光	北海道札幌市中央区	3,773,600	2.26%	3,773,600	1.36%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	3,713,700	2.22%	3,713,700	1.34%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,331,800	0.80%	1,331,800	0.48%
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT	Unit Nos. 4601-3 46F. The Center 99 Queens Road Central. Hong Kong	1,033,800	0.62%	1,033,800	0.37%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4-1 麹町大通りビル13階	1,023,000	0.61%	1,023,000	0.37%
計		88,233,500	52.86%	198,883,800	71.65%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、発行決議日現在の発行済株式総数に、本第三者割当により発行される株式の数18,315,400株及び本新株予約権の目的となる株式の数78,048,900株を加えた株式数によって算出しております。
3. 割当予定先であるOakキャピタル社及びFoodlabs社の本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却していくことを表明しております。したがって、今後において、同社が筆頭株主である主要株主になることはなく、当社の経営体制に変更が生じる可能性はきわめて低いものと判断しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による少数株主への影響についての取締役会の判断の内容

a. 資金調達の主な目的、背景

当社グループは、インディーズ音楽分野におけるCDのディストリビューション事業を主として事業を展開してまいりましたが、近年のCD市場の縮小に伴い、新たな事業構築としてホテル事業及びフード事業に取り組んでおります。当社はこの事業戦略の推進により、早期に安定的な収益基盤の拡充を図ることを経営目標としております。

かかる目標を掲げ事業を推進してまいりましたが、平成27年8月13日付で開示した決算短信及び平成27年8月17日付で開示した通期業績予想の修正に記載のとおり、当初予想売上高5,800百万円、営業利益550百万円の見込みに対し、売上高4,387万円、営業損失471万円と通期業績予想を修正いたしております。これは、平成27年度9月期末までの間に見込んでいた既存ホテルの取得の断念やフード事業において国内外での出店におけるパートナーの選定及びM&Aを含む共同事業に関する条件交渉の遅れから当初想定どおりの業績を達成できないことによって生じているものです。

かかる状況下、この度のファイナンスは当社の経営目標/成長戦略を引き続き実施するためには以下の事業の推進にあたり必要であり、そのための投資資金を調達する必要があります。

【資金調達の目的となる事業戦略のポイント】

・飲食事業会社への資本参加及び買収資金

検討中の飲食事業会社への積極的なM&Aの推進によりフード事業を強化する

・アジェット社との資本提携並びに業務提携に係る費用

フード事業のマグノリアベーカリー及び新規展開予定の「Kyochon」等、多店舗展開を実現する目的でアジェット社をフランチャイジーとして事業パートナーにする

・マグノリアベーカリーの海外展開に要する事業資金

・ホテル運営に係るIT化の先行投資

当社のフード事業

平成26年5月に当社グループが強化しているホテル事業との連携を図るため、北海道札幌市近郊に16店舗の飲食店を運営している株式会社キューズダイニングの一部株式取得及びその子会社である株式会社キューズマネージメントの全株式を取得し、フード事業を開始いたしました。アジア各国をはじめ、世界各国で流行になっているフードブランドにおきましては、まだ日本に展開されていない飲食ブランドが多数存在しております。当社グループがこうした飲食ブランドを国内で展開することは、フード事業における訪日外国人観光客の取り込みにおいて有力な戦略であると捉え、積極的に実施してまいります。

<海外の有力飲食ブランドの国内導入とマスターフランチャイザーの展開強化>

平成26年6月には世界各地で展開する米国ニューヨーク発のカップケーキを運営するMAGNOLIA BAKERY社と国内におけるマスターフランチャイザー契約を締結し、「マグノリアベーカリー表参道」を日本1号店としてオープンいたしました。これまでに新宿、東京、梅田、銀座などの各地でポップアップ店（期間限定店舗）を展開しております。

平成26年11月には世界26ヶ国で約6,500店舗の米国ハンバーガーチェーンレストラン「ウェンディーズ」を国内展開しているウェンディーズ・ジャパン合同会社と業務提携契約を締結し、両社が保有する専門領域における知識を相互に活用し、両社の業容拡大を図ってまいります。平成27年6月には韓国を中心に中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ及びアメリカ等において「Kyochon（キョチョン）」ブランドでフライドチキンを中心とする1,000店舗以上のレストランを展開するKyochon F&B Co., Ltd.と合弁会社Kyochon Asia Development Limitedを設立し、新たな飲食の国際ブランドの業態開発を積極的に行っていくことを重要な経営方針として進めていきます。

当社グループのフード事業を拡大するため、海外の有力ブランドごとに適正規模での多店舗展開を速やかに実施することが必要不可欠となります。そのために、多店舗展開を実行に移せる事業パートナーとのM&A及び資本業務提携を行ってまいります。本日当社が別途開示致しました「資本業務提携並びに新株発行等に関する資金使途及び支出予定時期の変更のお知らせ」の通り、アジェット社とはフード事業の拡大を中心とした資本業務提携を決議し、当社が展開するマグノリアベーカリー及び新規展開予定の「Kyochon」ブランドのフライチャイジーとし

て多店舗展開の戦略を実行してまいります。また、当社はアジェット社の株式を31.3%保有する筆頭株主(注)となります。

今後、当社はフランチャイザーとして、海外ブランドの飲食事業会社との提携や国内外で展開を積極的に進めるとともに、ブランドイメージを考慮した適正規模での多店舗展開を速やかに行うためのノウハウや運営の構築、人材の育成等の事業基盤となるプラットフォーム機能を強化かつ拡充いたします。当社は事業プラットフォームの発展拡充について、当社のフード事業の中核子会社である株式会社レッド・プラネット・フーズの機能強化に加え、多店舗展開のノウハウ、フランチャイズビジネスにおける事業展開ノウハウなどを活用し、事業拡大に不可欠な人材の確保を強化し、事業発展させてまいります。このためにも、今回の調達資金により、数十店舗以上の多店舗展開網を有する事業体や飲食業態におけるフランチャイザー又はフライチャイジーを主たる事業とする事業体、またはフード事業の運営に必要な組織及び人材を有している事業体への積極的なM&Aの推進を行ってまいります。

注：アジェット社による本日付「資本業務提携、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、定款一部変更、並びにその他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」に記載の通り、アジェット社が平成27年11月10日付で予定している新株式及び新株予約権がすべて発行された時点で当社の議決権比率は28.7%となり、かつ当該新規発行された新株予約権が全て行使された後の当社のアジェット社に対する議決権保有比率は15.3%となる予定ですが、引き続きアジェット社は当社の持分法適用関連会社となります。

ホテル事業

平成25年4月に当社の親会社でありますRPH社の協力のもと、ホテル事業を開始いたしました。RPH社が所属するRPHグループは、現在、タイ、ベトナム、インドネシア、フィリピンなど、東南アジアを中心に24箇所のホテルを所有及び運営しており、累計利用者数は約200万人の顧客基盤を有するまでに急速な成長を遂げています。当社は、RPHグループが展開するホテル運営で培ったホテルサービスに係るノウハウを活かし、国内でホテル事業を積極的に展開してまいります。

<資本調達を実施、新規ホテルの開業及びホテル用地を積極的に展開>

平成25年4月、平成25年10月の2回のライツ・オフリングにより約2,692百万円を調達し、また平成26年8月の第三者割当増資により約2,750百万円を調達し、ホテル事業資金として、ホテル建設用地の取得、ホテル開発、既存ホテルの取得、ホテル事業の強化に積極的に取り組んでおります。

平成25年8月に第1号のホテル「レッドプラネット 那覇 沖縄(旧チューンホテル那覇沖縄)」(全117室)を開業いたしました。開業から平成27年7月末時点までに平均客室稼働率90%弱と順調に推移し、国内のみならず多くの訪日外国人観光客に大変な好評を得ております。また、平成26年9月に既存稼働中の「ホテルロイヤルオーク五反田」(客室数119室)を取得いたしました。平成27年7月末時点までに平均客室稼働率95%超と、好調に推移しております。さらに、平成26年12月には東京都目黒区の既存ホテルを一部取得し、売上高及び収益に貢献しております。

また、平成27年8月1日に「レッドプラネット 浅草 東京」を開業いたしました。今後の開業予定と致しましては、愛知県に2件(名古屋市中区錦、常滑市セントレア一丁目)の新規ホテル用地を既に取得しており、平成28年5月と平成29年中の開業に向けて開発を進めております。

政府は2020年までに訪日外国人観光客数を2,000万人にまで増加させる目標を掲げており、これに伴い国内宿泊施設の需要の高まりと国内消費額も大きく成長することが期待されます。こうした状況の下、ホテル事業の拡大に向けて、国内主要地において新規のホテル用地取得及び現在稼働中のホテル取得に向けた取組みを積極的に実施してまいります。

当社の親会社でありますRPHグループは、独自の予約システムを開発導入し、運営しておりますが、同システムにより売上が2割以上アップする等の効果を上げております。本年8月開業のレッドプラネット浅草東京では、新たに同予約システムを国内向けにカスタマイズし、導入いたしました。今後、当社では、ホテル運営に関連する新たなIT関連システムへの投資を行い、活用展開させることで新たな収益モデルの開発を行ってまいります。そのため、今回調達する資金により、ホテル運営の新たなITシステム関連の投資及び同システムを活用展開するための先行投資を行ってまいります。

以上の通り、この度の資金調達の目的は、上記の経営計画を推進するために必要な投資資金に充当することにあります。

b. 既存株主への影響について取締役会の判断の内容

本第三者割当は、既存株主に対して、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、相応の希薄化の影響を与えることとなります。しかしながら、上記「3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、当社は、本第三者割当により、当社グループが積極的に取り組んでいるホテル事業及びフード事業を中心とした事業収益の柱を構築するための成長戦略を推進するとともに、当社グループの事業領域を拡大することで、当社の経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上に寄与すると考えており、本第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(2) 本新株式及び本新株予約権の第三者割当を選択した理由について

本第三者割当による資金調達には、既存株主に対して、希薄化率が53.17% (議決権の総数に対する割合は53.18%) となり、既存株主に対して相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、本第三者割当は、当社株式の取引状況に配慮しつつ当社が積極的に取り組んでいるフード事業に係る資金調達を行い、当社の財務基盤を安定させることとなる方法であること、そのことは当社の企業価値の向上に資するとともに、将来的に既存株主の利益につながることから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択いたしました。

引き続き事業拡大を図る飲食事業に係る資金の調達について、特にM&Aのための必要資金については、調達費用の負担、業容拡大による将来的な運転資金増加の可能性、並びに当社の財務健全性を維持する必要性等を勘案し、中長期的な事業拡大・成長戦略を策定し実現するためには飲食事業におけるM&Aについては金融機関からの借入れについても当然考慮に入れるものの、金融機関との交渉状況を考慮すると借入可能額は取引金額総額(事業価値)の50%程度に概ね限定され、それを賄う資本金が必要と為、第三者割当による資金調達を実施するものであります。

公募増資及びコミットメント型のライツ・オフリングは、当社の株価変動率や経営成績等に鑑みれば、当社普通株式又は普通株式を対象とする新株予約権を引き受ける証券会社が存在するとは考え難く、現時点においては資金調達手法として採り得ません。

ノンコミットメント型のライツ・オフリングは、新株予約権の割当て時点においては希薄化の影響を既存株主に対して与えることはなく、また、上場された新株予約権を市場で売却する機会が存在し、新株予約権を行使しない既存株主に希薄化に伴う影響を回避する選択肢を提供することが可能であります。しかしながら、当社が過去2回のライツ・オフリングを行った時と比べて、当社の現在の株価は低い水準にあり、かかる水準を踏まえてライツ・オフリングによる新株予約権の行使比率を高めるために行使価額を株価よりも更に低い価格に設定する場合には、ノンコミットメント型のライツ・オフリングによって必要な資金の全額を調達することは容易ではなく、またこのような行使価額の設定は株価をさらに下落させる要因となることから、現時点で資金調達手法として採ることは困難であります。

また平成26年9月3日付にて株式会社東京証券取引所が公表した「新株予約権証券の上場制度の見直しについて」に従えば、当社はここで求められている新株予約権証券の上場基準を満たせないため、ノンコミットメント型のライツ・オフリングによって必要な資金の調達を企図することは現実的ではありません。

直近の資金需要としては、本提携に関してアジェット社株式を取得するための費用として総額751百万円(この内現金での拠出が300百万円、差額は加賀美氏によるアジェット社株式の現物出資)が必要となります(詳細は本日付で別途開示いたしました「資本業務提携並びに新株発行等に関する資金使途及び支出予定時期の変更のお知らせ」をご参照ください。)。このため資本業務提携契約の締結に伴い、このうちの現金で必要となる300百万円についてはOakキャピタル社を割当予定先とする本新株式の発行により、残りは加賀美氏によるアジェット社株式による現物出資を対価とする新株の発行により調達するものであります。

このような資金需要が見込まれる中において、本第三者割当は、本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせたものであり、本新株式の発行により一定の額を速やかにかつ確実に調達することにより、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権の発行により、割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるよう配慮したものであります。また、当社及び当社既存株主にとっても、本新株予約権の発行は一度に大量の新株式を発行するわけではないため、希薄化が段階的に進みます。さらに、本新株予約権の割当予定先であるRPH社は、当社グループの成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解しており、今後も安定株主として当社株式を長期的に保有する意向を有しております。また、本新株式及び本

新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル社及びFoodlabs社も、当社の事業を理解した上で、当社に投資するファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能です。

以上から、当社といたしましては、本第三者割当が、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

なお、本新株予約権が行使されないことにより本新株予約権による資金調達が当初計画通りできない場合、当社は、ホテルの取得時期を調整するとともに銀行等からの借入れ等、新たな資金調達方法を検討する予定であります。

また、本第三者割当による資金調達は希薄化率が53.17%（議決権の総数に対する割合は53.18%）となり、25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議等による意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。そこで、当社は、本第三者割当に関する決議を行った平成27年9月1日開催の当社取締役会に先立ち、当社の社外取締役（清田卓夫）及び社外監査役（高桑昌也、品川広志）から、本第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本第三者割当に関する事項（本新株式及び本新株予約権発行の目的及び理由、資金調達の額、用途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通し等）について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、当社の社外取締役及び社外監査役から、「本第三者割当による資金調達は、貴社のフード事業におけるアジェット社との資本業務提携、マグノリアペカリーの海外展開及びフード事業拡大のためのM&A等の投資や、ホテル事業におけるIT関連投資などの貴社グループの企業価値向上に資することが合理的に予想される資金使途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものであることから、貴社には資金調達の必要性が認められる。また、本第三者割当は、希薄化規模の大きな調達方法とならざるを得ないが、本新株式及び本新株予約権はいずれも時価で発行される等発行条件は合理的であり、貴社の状況に照らして他の資金調達方法と比べて適切な手段であり、割当予定先の選定にも不合理な点は認められず、その財務状況についても特段の懸念点は存在しない。

また、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額（41円）は、貴社取締役会決議日の直前取引日の終値と同額であり、1ヶ月終値平均、3ヶ月終値平均及び6ヶ月終値平均における株価に比してディスカウントを有するものであるが、本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の評価額を踏まえて決定されている。以上から、本第三者割当を行う相当性が認められる。」と判断する旨の意見を得ております。

RPH社は当社の親会社であり支配株主に該当するため、RPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成27年1月26日に開示したコーポレートガバナンス報告書では、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「支配株主との重要な契約の締結については、取締役会で審議し、支配株主以外の株主の利益を阻害していないことを確認しております。」と記載しております。

当該指針に関するRPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行における適合状況については、当社取締役会は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2に基づき、RPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、RPH社との間に利害関係を有しない当社の社外取締役（清田卓夫）及び社外監査役（高桑昌也、品川広志）から、RPH社に対する本新株式の発行に関する決議を行った平成27年9月1日開催の取締役会に先立ち、平成27年8月31日付けで、「RPH社に割り当てられた本新株予約権より調達された資金は、貴社のフード事業におけるアジェット社との資本業務提携、マグノリアペカリーの海外展開及びフード事業拡大のためのM&A等の投資や、ホテル事業におけるIT関連投資などの貴社グループの企業価値向上に資することが合理的に予想される資金使途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものである。また、本新株予約権の行使価額（41円）は、発行決議日の直前取引日の終値と同額であり、1ヶ月終値平均、3ヶ月終値平均及び6ヶ月終値平均における株価に比してディスカウントを有するものであるが、本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の評価額を踏まえて決定されている。以上から、本新株予約権を貴社の支配株主であるRPH社に割り当てることは、貴社の少数株主にとって不利益なものではない。」との意見を得ております。なお、本第三者割当に係る取締役会においても、意見の内容が、当社が平成27年1月26日に開示したコーポレートガバナンス報告書に適合している旨を確認しております。

なお、本第三者割当に係る取締役会に関し、当社取締役サイモン・ゲロヴィッチは、本新株予約権の一部の割当予定先であるRPH社の会長であり、当社取締役ティモシー・ハンシングは、RPH社の親会社である Red Planet

Hotelsの取締役CEOであることから、公正性を確保するため、欠席しております。また、当社取締役マーク・ライネックは、本第三者割当に係る取締役会に参加したものの、本新株予約権の一部の割当予定先であるRPH社の親会社である Red Planet Hotelsの執行役員であることから、公正性を確保するため、本第三者割当に係る議案の審議に際しては発言を控え、決議は棄権しております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる情報】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第16期)及び四半期報告書(第17期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年9月1日)までの間に生じた変更及び追加すべき事項は、以下のとおりです。なお、変更及び追加箇所には下線を付しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成27年9月1日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

[事業のリスク]

当社グループ(当社及び連結子会社)の経営成績、株価及び財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには次のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

八) その他

親会社に関するリスク

平成27年9月1日現在、当社の総議決権数に対する議決権割合39.5%を所有するRPH社は、当社の親会社に該当しており、RPH社は株主としての議決権の行使等により、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすこととなりますが、RPH社の当社の経営方針に関する考え方やRPH社の利害が、当社の他の株主と常に一致するとの保証はなく、RPH社の当社の経営方針に関する考え方並びにRPH社による当社株主としての議決権行使及び保有する当社普通株式の処分の状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需給関係等に悪影響を及ぼす可能性があります。

株式の追加発行に伴う希薄化

当社は、将来、株式の払込金額が時価を大幅に下回らない限り、株主総会決議によらずに、発行可能株式総数のうち未発行の範囲において、株式や新株予約権を追加的に発行する可能性があります。将来における株式や新株予約権の発行は、その時点の時価を下回る価格で行われ、当社普通株式の需給関係に悪影響を及ぼす可能性があります。かつ、株式の希薄化を生じさせる可能性があります。

当社は、平成27年9月1日開催の取締役会において、フード事業の拡大のため、多店舗網を有する事業体やフード事業におけるフランチャイザー又はフランチャイジーを主たる事業とする事業体、またはフード事業の運営に必要な組織及び人材を有している事業体へのM&A及び戦略的な資本提携並びに業務提携等に関する資金を調達するため、第三者割当による新株式及び第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しました。新株式の発行による株式数及び本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数の合計は、96,364,300株（議決権の数963,643個）であり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数181,254,937株（議決権の数1,812,048個）に対して53.17%（議決権の総数に対する割合は53.18%）の希薄化率です。新株式の発行並びに本新株予約権の発行及び行使により、当社普通株式1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、また当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

<省略>

本新株予約権の行使による資金調達に関するリスク

当社は、上記のとおり、フード事業の拡大に関する資金を調達するため、平成27年9月1日開催の当社取締役会において第三者割当による新株式及び本新株予約権の発行を決議しました。本新株予約権については、その性質上、特に行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使がなされず、資金需要に沿った調達ができない可能性があります。

2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年9月1日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増減しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年10月1日～ 平成27年9月1日	38,559,100	181,254,937	718,028	2,820,962	718,028	2,820,962

（注）新株予約権の行使による増加であります。

3. 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年9月1日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年2月25日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、平成27年2月24日開催の取締役会において、平成27年2月26日付で、当社のフード事業を営む子会社株式保有及び当該子会社の戦略立案・推進と経営監督に関する事業を新設分割し、新たに設立する「株式会社レッド・プラネット・フーズ」に同事業を承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 新設分割の目的

当社グループは、「Hospitality(ホスピタリティ)」「Growth(成長)」「Diversify(多角化)」のキーワードのもと、既存事業であるディストリビューション事業及びホテル事業に加え、新たに飲食事業を主力事業として展開しております。

このたび、よりスピーディーな経営判断が可能となる体制を整備するため、飲食事業を営む子会社株式保有及び当該子会社の戦略立案・推進と経営監督に関する事業を分割し、新設分割設立会社に承継することといたしました。新設会社が飲食事業全体の事業戦略等を立案することにより、既存事業と同様に、セグメントごとの経営効率のさらなる向上と事業活動の強化を図ることができ、当社グループ全体のさらなる事業価値の向上を企図するものであります。

(2) 新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

新設分割の日程

新設分割計画承認取締役会 平成27年 2月24日

分割期日(効力発生日) 平成27年 2月26日(予定)

新設分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立する「株式会社レッド・プラネット・フーズ」を承継会社とする新設分割(簡易新設分割)です。なお、本分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略いたします。

新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

新設分割設立会社は、新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、新設分割により承継する権利義務に代えて、そのすべてを当社に割当交付いたします。

会社分割の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権を発行しておりますが、本分割による取扱いの変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

会社分割により増減する資本金

当社の資本金について、本分割による増減はありません。

新設分割設立会社が承継する権利義務

新設分割設立会社は、本分割により承継する事業を遂行する上で必要な資産、負債及び契約上の地位等の権利義務を当社から承継します。なお、当社は、新設分割設立会社が承継する一切の債務につき重畳的債務引受をいたします。

競業避止義務

当社は、新設分割設立会社が承継する事業について、競業避止義務を負いません。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社単独での新設分割であり、新設分割設立会社の株式のみが当社に割当てられるため、第三者機関による算定は実施しておりません。

- (4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社レッド・プラネット・フーズ
本店の所在地	東京都港区赤坂一丁目7番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 日置 俊光
資本金	50百万円
純資産の額	672百万円
総資産の額	672百万円
事業の内容	飲食事業を営むグループ会社株式保有による飲食事業の戦略立案・推進と事業会社の経営監督

(注) 新設分割設立会社についての記載内容は、本報告書提出日時点における予定です。

(平成27年2月25日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成27年2月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

イ 銘柄 株式会社レッド・プラネット・ジャパン 第5回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

159,500個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)

但し、割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合は、その申込みの数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価額は、85円とする。なお、当該金額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の東京証券取引所における当社終値53円/株、株価変動性102.26%、配当利回り0%、無リスク利率0.264%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額53円/株、満期までの期間8年、強制行使条件)に基づいて、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当社においても検討した結果、発行価額と評価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないことなどから決定したものである。

(3) 発行価額の総額

858,907,500円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金53円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成27年3月12日から平成35年3月11日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額(但し、上記(5)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に15%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(但し、上記(5)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の終期までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となり、破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これに類する法的手続の各手続開始の申立てがなされ、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。但し、上記 に従い、本新株予約権を行使期間の終期までに行使しななければならないこととなった場合はこの限りでない。なお、この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．平成27年 3 月12日から平成29年 3 月11日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の30%まで

ロ．平成29年 3 月12日から平成31年 3 月11日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の60%まで

ハ．平成31年 3 月12日から行使期間の終期まで

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使により、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役	6 名	136,000個
当社監査役	3 名	7,000個
当社執行役員	3 名	4,000個
当社子会社取締役	1 名	5,000個
当社子会社監査役	2 名	5,500個
当社子会社執行役員	1 名	2,000個

ニ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第 2 条第 2 項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ダイキサウンド株式会社	発行会社の完全子会社
株式会社レッド・ブラネット・ホテルズ・ジャパン	同上
株式会社キューズマネージメント	同上

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(平成27年 3 月 9 日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書)

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づき平成27年 2 月25日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価額の総額」及び「新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」が平成27年 3 月 6 日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の 5 第 5 項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正事項]

2 報告内容

□ 新株予約権の内容

(1) 発行数

(3) 発行価格の総額

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

3 [訂正箇所]

訂正箇所は___を付して表示しております。

2 報告内容

□ 新株予約権の内容

(1) 発行数

(訂正前)

159,500個（新株予約権1個につき当社普通株式100株）

但し、割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合は、その申込みの総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

157,236個（新株予約権1個につき当社普通株式100株）

(3) 発行価額の総額

(訂正前)

858,907,500円

(訂正後)

846,715,860円

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社取締役	6名	<u>136,000個</u>
当社監査役	3名	7,000個
当社執行役員	3名	4,000個
当社子会社取締役	1名	5,000個
当社子会社監査役	2名	5,500個
当社子会社執行役員	1名	2,000個

(訂正後)

当社取締役	6名	<u>133,736個</u>
当社監査役	3名	7,000個
当社執行役員	3名	4,000個
当社子会社取締役	1名	5,000個
当社子会社監査役	2名	5,500個
当社子会社執行役員	1名	2,000個

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日	平成27年1月5日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第3四半期)	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年12月25日

株式会社レッド・プラネット・ジャパン
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 戸 谷 英 之

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 市 川 裕 之

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レッド・プラネット・ジャパンの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レッド・プラネット・ジャパン及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社レッド・プラネット・ジャパンの平成26年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社レッド・プラネット・ジャパンが平成26年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月25日

株式会社レッド・プラネット・ジャパン
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 戸 谷 英 之

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 市 川 裕 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レッド・プラネット・ジャパンの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レッド・プラネット・ジャパンの平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月14日

株式会社レッド・プラネット・ジャパン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 藤 哲 哉 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 博 貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レッド・プラネット・ジャパンの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年10月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社レッド・プラネット・ジャパン及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。